

第 6 期成田市障がい福祉計画
第 2 期成田市障がい児福祉計画

【概要版】



「カラフル」

令和 3(2021)年 3 月

成田市

1 計画策定の趣旨と位置づけ

障がいのある人もない人も、同じ地域の一員としてともに生きる「地域共生社会」の実現に向け、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を計画期間として、第6期成田市障がい福祉計画、第2期成田市障がい児福祉計画（以降、「本計画」という。）を策定します。

本計画は、地域移行や就労支援等多岐にわたる福祉施策を総合的に推進するために策定します。併せて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下（「障害者総合支援法」という。）に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す計画として策定するもので、「成田市総合保健福祉計画」の障がい福祉分野を具現化する実施計画として位置づけます。

また、第5期障がい福祉計画から引き続き、第2期障がい児福祉計画を第6期障がい福祉計画と一体として策定します。

2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

平成27 （2015） 年度	平成28 （2016） 年度	平成29 （2017） 年度	平成30 （2018） 年度	令和元 （2019） 年度	令和2 （2020） 年度	令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度
成田市総合計画 NARITAみらいプラン 平成28（2016）年度～令和9（2027）年度											
成田市総合保健福祉計画 （成田市障がい者計画） 平成27（2015）年度～令和2（2020）年度						成田市総合保健福祉計画 （成田市障がい者計画） 令和3（2021）年度～令和8（2026）年度					
第4期 成田市障がい福祉計画			第5期 成田市障がい福祉計画 第1期 成田市障がい児福祉計画			第6期 成田市障がい福祉計画 第2期 成田市障がい児福祉計画			第7期 成田市障がい福祉計画 第3期 成田市障がい児福祉計画		

3 計画の基本理念

本計画の策定にあたり、「障害者基本法」及び「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18（2005）年条例第52号）」等の理念を踏まえ、前期計画で掲げた基本理念を継承していくこととします。

だれもが認め合い、支え合い、自分らしく暮らせるまち 成田

●●●●● 4 計画の基本目標 ●●●●●

ささえあう ～障がいのある人の地域生活を支えあう～

障がいのある人が自ら望む生活を支えるために、身近な地域で相談を受けられる体制の充実を図ります。また、介護や医療等様々な課題を抱えながら生活する世帯を支援するため、横断的な支援体制を構築します。防災の観点からは避難行動要支援者支援制度の周知に努めます。

さらに、発達の遅れや障がいを早期に発見し、早期に療育を始めるため、発達が気になる子どもの家族への相談、専門的な個別の療育相談、保育機関等への訪問支援の充実を図ります。また、医療的ケア児に対して、福祉や子育て、医療、教育等の関係支援機関における支援体制の構築に努めます。

くらす ～障がいのある人が地域で自分らしい生活を送る～

自分の意思と判断により暮らし方が選択できるよう、日中活動の場や住まいの場の確保に努めるほか、各種福祉サービスの充実にも努めます。

また、障害福祉サービスの提供事業者において、サービスの質の向上に向けた人材育成支援や基盤整備の推進に努めるとともに、指定特定相談支援事業所におけるネットワークの強化を図ります。さらに、障害者支援施設の入所者や病院に入院している人等の地域生活移行に向けた支援の充実を図るとともに、医療的ケアを必要とする人の地域生活を支援する体制の構築に努めます。

障がいのある人が自分らしく暮らしていくためには、地域における障がいについての理解促進と権利擁護の強化が不可欠であるため、差別の未然防止を図るための施策を推進します。併せて、成年後見制度利用促進法の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けて引き続き取り組むとともに、地域で権利擁護支援のコーディネートの役割を担う中核機関を設置し、支援体制を整備します。

はたらく ～障がいのある人が安心して働く～

障がいのある人が地域において自分にあった働き方を選択し、多様な暮らし方を維持できるよう、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労や生活相談、職場定着支援まで一貫した支援を展開します。地域社会で生活を維持していくためには、就労支援は欠かせない施策であるため、一般就労への移行支援だけでなく、障がいのある人の多様な働き方の拡大や障がいの特性に応じた観点からの中間的就労の充実を図ります。

また、企業や事業所における障がいのある人への理解と雇用促進の啓発を強化します。

●●●●● 5 基本目標達成のための重点施策 ●●●●●

1 福祉サービスの提供体制の基盤整備

(1) 専門人材の確保と育成、サービスの質の向上

人材確保については、国や県における確保策の活用を検討するほか、障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等の事業所の実情や意見を踏まえ、本市独自の確保策の拡充についても検討します。

また、人材育成については、事業所等と連携して進めるほか、成田市地域自立支援協議会の協力を得て、各事業所の専門職員を対象とした講座の開催や事業所間の情報共有を促進します。

(2) 居住支援と地域支援の一体的な推進

① 地域生活の支援拠点の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、多様なニーズに対応できる支援体制としての地域生活支援拠点の充実を図ります。

② 地域における自立生活の援助

施設等での生活から、地域での一人暮らしを行おうとする知的障がいや精神障がいのある人に対して、巡回訪問等を行う「自立生活援助」サービスについて、地域のサービス事業者との連携を図りながら、利用を推進します。

2 相談体制・地域包括ケアの拡充

(1) 相談体制の拡充

「基幹相談支援センター（ほっとすまいるセンター）」を中心として、引き続き相談支援事業者間のネットワーク化を推進し、情報共有の充実・相談支援体制の強化に努めます。

(2) 誰もが支え合える共生社会の実現

地域福祉計画として位置づけている成田市総合保健福祉計画の趣旨を踏まえ、福祉関連計画と整合を図りながら、包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決に向けた体制づくりを進めます。

(3) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくためには、医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

本市では、成田市精神保健福祉推進協議会を、保健、医療、福祉関係者による協議の場と位置づけており、引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進について協議を進めます。

3 社会参加の促進と就労支援の充実

(1)障がい者の社会参加の促進

障がいのある人の健康増進・社会参加を進めるため、スポーツやレクリエーション活動の充実を推進します。また、障がいのある人の文化芸術活動の推進のため、新たに市内で作品展を開催する機会を設けることや生涯学習の支援を行い、障がいへの理解の促進を図ります。

(2)障がい者の就労支援

平成 26 (2014) 年から成田市役所内に設置した「チャレンジオフィスなりた」では、一般就労と障害福祉サービスの中間的な位置付けとして、民間企業等への一般就労に向けた支援をしています。引き続きハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化して一貫した支援の拡充に努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がいのある人の工賃向上を図ります。また、法定雇用率の達成に向け、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

さらに、成田市地域自立支援協議会や障害者就業・生活支援センター、企業等と連携し、雇用開拓、精神障がいのある人の雇用促進、雇用分野における差別の解消に向けた取り組みを進めます。

(3)障がい者の就労定着支援

障がいのある人との相談に応じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、就業先の企業担当者や医療機関等との連絡調整や、生活リズムの管理を含めた問題解決に向けて支援を行う「就労定着支援」サービスの充実に向けて取り組みます。

4 障がいのある子どもに対する支援の充実

(1)早期発見・早期支援の取り組み

障がいにより配慮が必要な子どもの保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、関係機関と支援策を継続、連携することが求められています。そのため、子どもの成長・発達の確認と、保護者が相談する場としての市の乳幼児健診の受診を勧奨するとともに、保育所、幼稚園や病院等と連携し、成田市こども発達支援センター等における相談機能の充実に努めます。

(2)家庭環境やライフステージ等に応じた児童への支援

乳幼児期や学齢期、特別支援学校等を卒業後、障害福祉サービス等へ移行する際等、ライフステージ等に応じた続的かつ横断的な支援を行うため、ライフサポートファイルを有効活用しながら関係者間のネットワークの強化に努めます。

(3)重症心身障がいや医療的ケアの必要な児童への支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活の基本

的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援のサービス等を提供する「居宅訪問型発達支援事業」の実施を検討します。

今後、増加が見込まれる医療的ケア児への支援体制を強化するため、関係機関の専門職等が連携を図るための「協議の場」を設置し、課題解決の為に、多職種が協力して支援できる体制を構築します。

また、医療的ケア児に対する総合的かつ包括的な支援を調整するコーディネーターを配置することにより相談体制の充実を図ります。

さらに、先行市町村の取り組みを参考にしながら、さらなる支援策の検討を行います。

(4) 幼保教育、学校教育における障がい児への支援

幼稚園や保育所においては、バリアフリー化の推進や職員の適正配置により障がい児の受け入れ体制の充実を図っています。

また、学校においては、入園入学から卒業後の進路まで一貫した特別支援教育の充実を図り、医療的ケアや常時介護を必要とする児童に対しても、専門的な知識・経験を有する相談員等の学校への派遣等により、児童生徒の支援体制の整備を図っています。

障がい児が、家庭環境やその障がいの特性に応じて、希望する支援を受け、充実した生活ができるよう関係者と連携して支援を行います。

5 権利擁護の推進

(1) 差別を解消し障がいへの理解に満ちたまちづくりの推進

平成 30（2018）年 5 月に、「成田市障がい者差別解消支援地域協議会」を立ち上げ、差別解消に向けた意見交換等の取り組みを推進してきました。今後も継続して成田市障がい者差別解消支援地域協議会での事例検討・情報共有を図るとともに、社会生活上のあらゆる場面において、障がいを理由とした差別や虐待の撲滅に努め、関係機関との協働のもと、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」（以下「障害者差別解消法」という。）の普及啓発を推進します。

また、「障害者差別解消法」の趣旨が広く市民に浸透するよう、「障害者週間」や「自閉症啓発デー」に合わせた広報活動や講演会の開催等を通じて、普及啓発を推進します。

(2) 虐待防止の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」に基づき、本市では、虐待が発生してからの支援体制として成田市障がい者虐待防止センターを設置し、通報があった場合の支援体制を整備しました。

養護者による虐待の防止については、広報や啓発活動の充実を図り、個別の相談においては障害福祉サービスの利用等により、虐待を未然に防止するための取り組みを進めます。

また、施設職員による虐待防止については、施設職員への研修を実施し、施設での虐待を未然に防ぐとともに、質の高い障害福祉サービスを提供できる職員の育成に努めます。

(3)成年後見制度利用の促進

地域で安心して暮らせるよう、権利擁護支援のコーディネート等の役割を担う中核機関として、「(仮称)成年後見支援センター」を設置し、成年後見制度のさらなる普及に努めます。

6 安心して地域で生活するための緊急時支援体制の充実

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるようにするために、大規模災害等において、障がいのある人の個別の特性に十分配慮し、緊急時の支援体制を拡充する必要があります。

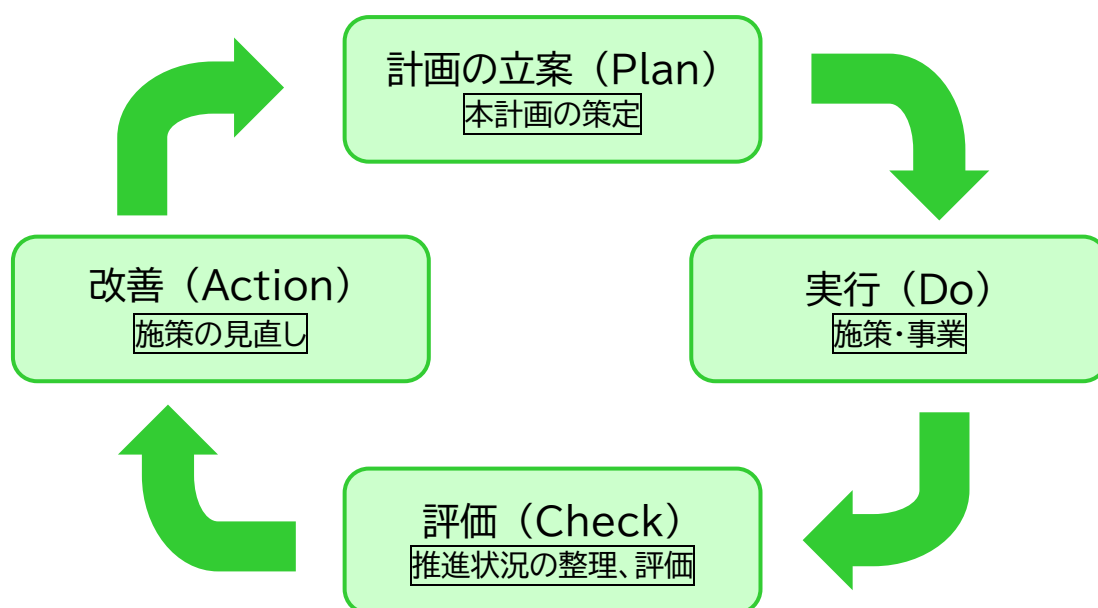
そのため、自力で避難することが困難な障がいのある人に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、避難誘導等の体制について充実を図るとともに、障がいのある人が安心して避難生活を送れるよう整備を進めます。

さらに、避難所での情報伝達や居住空間に配慮が必要な人、一般の避難所で生活することが困難な人の支援として、災害発生時に必要に応じて、障害児者入所施設や特別養護老人ホーム等、14か所の入所施設に福祉避難所を設置するための協定を締結しています。

福祉避難所において、それぞれの障がいの特性に配慮した支援が可能となるよう各施設との連携を強化するとともに、通所施設の活用等、福祉避難所の拡充を図ります。

●●●●● 6 計画の推進体制 ●●●●●

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画をめざします。



7 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

1 訪問系サービス

(1)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	147人	149人	155人
実利用時間(1月あたり)	2,911時間	2,950時間	3,219時間

2 日中活動系サービス

(1)短期入所(ショートステイ)			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	47人	47人	49人
実利用日数(1月あたり)	534日	534日	551日
(2)生活介護、療養介護			
◆生活介護			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	319人	339人	359人
実利用日数(1月あたり)	6,610日	7,024日	7,459日
◆療養介護			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	12人	12人	12人
実利用日数(1月あたり)	371日	371日	371日

3 施設系サービス

(1)施設入所支援			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	111人	111人	111人

4 居住系サービス

(1)共同生活援助(グループホーム)				
区分		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	計画値	126人	133人	143人
市内新規施設整備目標数	整備数	1か所	2か所	2か所
(2)自立生活援助				
区分		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)		1人	1人	2人

5 訓練系・就労系サービス

(1) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)			
◆自立訓練(機能訓練)			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	3人	3人
実利用日数(1月あたり)	44日	66日	66日
◆自立訓練(生活訓練)			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	7人	7人	7人
実利用日数(1月あたり)	110日	110日	110日
(2) 就労移行支援			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	31人	33人	35人
実利用日数(1月あたり)	595日	633日	672日
(3) 就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)			
◆就労継続支援(A型)			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	30人	31人	31人
実利用日数(1月あたり)	555日	575日	575日
◆就労継続支援(B型)			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	153人	155人	158人
実利用日数(1月あたり)	2,898日	2,936日	2,993日
(4) 就労定着支援			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	18人	19人	21人
実利用日数(1月あたり)	31日	33日	36日

6 地域相談支援

(1) 計画相談支援			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
計画相談支援実利用者数(1月あたり)	141人	142人	144人
地域移行支援実利用者数(1月あたり)	3人	3人	4人
地域定着支援実利用者数(1月あたり)	2人	2人	3人

●●●●● 8 地域生活支援事業の見込量と今後の方策 ●●●●●

1 必須事業

(1)理解促進研修・啓発事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
理解促進研修・啓発事業 実施の有無	実施	実施	実施
成田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催内容及び施策等	事例の蓄積	事例の共有	市民への周知
(2)自発的活動支援事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実施の有無	検討	実施	実施
(3)相談支援事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数	18人	21人	24人
(5)成年後見制度法人後見支援事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実施の有無	検討	検討	実施
(6)意思疎通支援事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話通訳者設置事業(常勤)	2人	2人	2人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用者)	55人	57人	59人
声の広報配布事業(実利用者)	16人	16人	17人

(7)日常生活用具給付等事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
介護・訓練等支援用具	11件	11件	11件
自立生活支援用具	32件	32件	32件
在宅療養等支援用具	15件	15件	15件
情報・意思疎通支援用具	30件	30件	30件
排せつ管理支援用具	420件	430件	440件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	6件	6件	6件
(8)手話奉仕員養成研修事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実修了者数	40人	40人	40人
(9)移動支援事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	69人	71人	73人
実利用時間(1月あたり)	405時間	418時間	435時間
(10)地域活動支援センター			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
市内施設利用分	3か所	3か所	3か所
	121人/年	122人/年	124人/年
市外施設利用分	5か所	5か所	5か所
	9人/年	9人/年	9人/年

2 任意事業

(1)日中一時支援事業			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	72人	73人	73人
実利用日数(1月あたり)	446日	452日	452日
(2)訪問入浴サービス			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数	16人	17人	18人
(3)居住体験支援費助成			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数	5人	7人	7人
(4)知的障害者職親委託			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数	2人	2人	2人

●●●●● 9 障害児福祉サービスの見込量と今後の方策 ●●●●●

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス			
◆児童発達支援及び放課後等デイサービス			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	367人	372人	379人
実利用日数(1月あたり)	3,156日	3,198日	3,259日
(2) 医療型児童発達支援			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	2人	3人
実利用日数(1月あたり)	4日	4日	6日
(3) 保育所等訪問支援			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	2人	3人	3人
実利用日数(1月あたり)	2日	3日	3日

2 障害児訪問支援

(1) 居宅訪問型児童発達支援			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	1人	2人	2人
実利用時間(1月あたり)	4時間	6時間	6時間

3 障害児相談支援

(1) 障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助			
◆障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助			
区分	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用者数(1月あたり)	143人	143人	143人

第6期成田市障がい福祉計画
第2期成田市障がい児福祉計画

【概要版】

発行 成田市
編集 福祉部 障がい者福祉課
〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地
電話 0476-22-1111
発行日 令和3(2021)年3月
登録番号 成障 20-054